

主な改正内容（発がん性を踏まえた措置）

クロロホルムほか9物質を取扱う時には ～記録の保存を延長し、作業記録を作成する必要があります～

クロロホルムほか9物質を製造または使用して行う有機溶剤業務については、発がん性に着目し、記録の保存期間の延長や作業記録の作成等の措置を講じる必要があります。

クロロホルムほか9物質とは

今回の改正で、特定化学物質の第2類物質かつ特別管理物質となった、発がんのおそれのある以下の10物質をいいます。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・クロロホルム | ・四塩化炭素 |
| ・1,4-ジオキサン | ・1,2-ジクロロエタン |
| ・ジクロロメタン | ・スチレン |
| ・1,1,2,2-テトラクロロエタン | ・テトラクロロエチレン |
| ・トリクロロエチレン | ・メチルイソブチルケトン |



有害性（発がん性）を踏まえた措置が必要となります

- ・特別管理物質となった上記10物質は、発がんのおそれがあります。
- ・発がん性には、遅発性の影響があるため、**作業記録の作成、健診結果等の記録の30年間の保存、有害性等の掲示**の措置が必要です。

1 作業記録の作成（特化則第38条の4）

常時作業に従事する労働者について1カ月以内ごとに次の事項の記録が必要。

- ① 労働者の氏名
- ② 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ③ 特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

2 記録の保存の延長（特化則第36条、36条の2、38条の4、40条）

有害性（発がん性）の遅発性の影響を踏まえ、次の書類の30年間の保存が必要。
なお、記録の保存は、書面の保存に代えて電磁的記録による保存が可能です。

- ① 健康診断個人票
- ② 作業環境測定記録
- ③ 作業環境測定の評価記録
- ④ 作業記録

3 有害性等の掲示（特化則第38条の3）

作業に従事する労働者が見やすい箇所に、次の事項の掲示が必要。

- ① 名称
- ② 人体に及ぼす作用
- ③ 取扱上の注意事項
- ④ 使用保護具

その他、今回の改正で、**有害性に応じた含有率（裾切り値）が見直され、事業廃止時の記録の報告、配置転換後の健康診断（ジクロロメタン）等**が、新たな措置内容として追加されました。（次ページ参照）

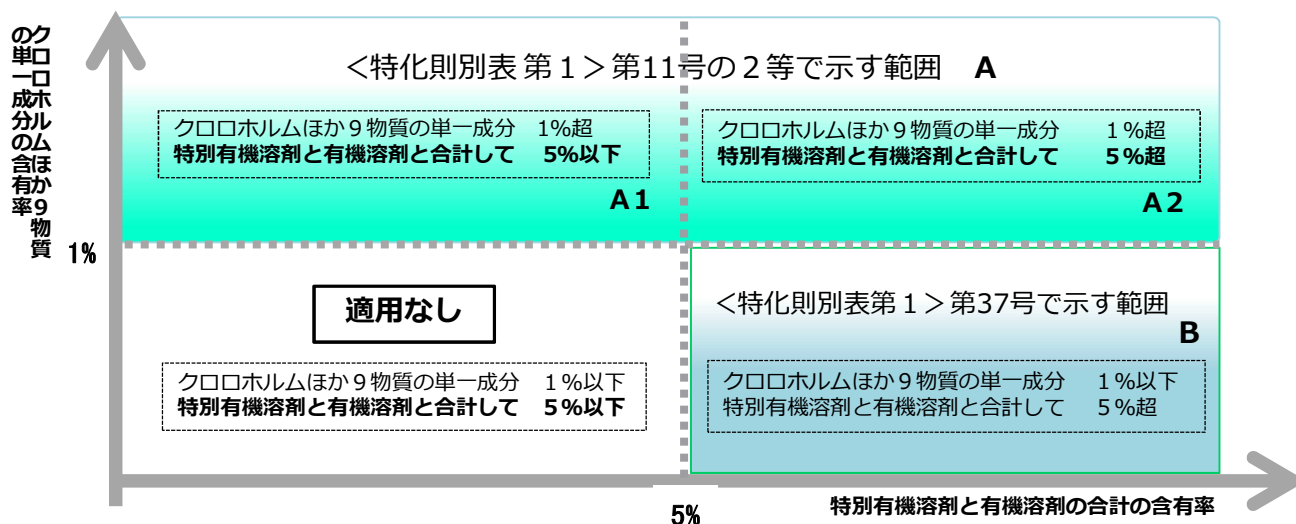
これからの措置内容（従来の有機則に基づく措置内容）

措置内容	改正前の主な 条文（有機 則）	改正後の主な 条文（特化則）	主な変更点	濃度範囲		
				A 1	A 2	B
発散抑制 措置	有機則第5条	特化則第38条の8 （有機則第5条準 用）	継続 従来と同様の措置（局所排気装置等の設置）が必要です。★	●	●	●
定期自主 検査	有機則第20条 第2項	特化則第38条の8 （有機則第20条第 2項準用）	継続 従来と同様の措置（局所排気装置等の1年以内ごとに1回の検査）が必要です。★	●	●	●
作業主任 者	有機則第19条 第2項	特化則第27条第1 項	新規 有機溶剤作業主任者講習修了者から特定化学物質作業主任者の選任が必要です。★	●	●	●
作業環境 測定と記 録の保存	有機則第28条 第2項、3項 （単一又は混 合物成分の測 定と3年間 保存）	特化則第36条第1 項、3項	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分（1%超の場合）の測定が必要です。記録は30年間の保存が必要です。★	●	●	●
		特化則第36条の5 （有機則第28条第 2項、3項準用）	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物（合計して5%超の場合）の測定が必要です。記録は3年間の保存が必要です。	●	●	●
作業環境 測定評価 と記録の 保存	有機則第28条 の2第1項、2項 （単一又は混 合物成分の測 定評価と3年間 保存）	特化則第36条の2 第1項、3項	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分（1%超の場合）の測定の評価が必要です。記録は30年間の保存が必要です。★	●	●	●
		特化則第36条の5 （有機則第28条の 2第1項、2項準 用）	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物（合計して5%超の場合）の測定の評価が必要です。記録は3年間の保存が必要です。	●	●	●
健康診断	有機則第29条 第2項、3項、5 項（有機則健診 の実施）	特化則第39条第1 項	新規 現在の作業従事者について、クロロホルムほか9物質の単一成分（1%超の場合）の特化物健診が必要です。★	●	●	●
		特化則第39条第2 項	新規 過去の作業従事者について、ジクロロメタン単一成分（1%超の場合）の特化物健診が必要です。（※ジクロロメタン洗浄・払拭業務のみ）★	●	●	●
		特化則第41条の2 （有機則第29条 第2項、5項準用）	継続 現在の作業従事者について、特別有機溶剤と有機溶剤の混合物（合計して5%超の場合）の有機溶剤健診が必要です。	●	●	●
健康診断 結果 の保存	有機則第30条 （有機溶剤等 健康診断個人 票の5年間保 存）	特化則第40条第2 項	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分（1%超の場合）の特化物健診の様式（特定化学物質健康診断個人票）により記録が必要です。記録は30年間の保存が必要です。★	●	●	●
		特化則第41条の2 （有機則第30条準 用）	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物（合計して5%超の場合）の有機溶剤健診の様式（有機溶剤等健康診断個人票）により記録が必要です。記録は5年間の保存が必要です。	●	●	●
健康診断 の結果報 告	有機則第30条 の3（有機溶 剤等健康診断 結果報告書の 提出）	特化則第41条	新規 クロロホルムほか9物質の単一成分（1%超の場合）の特化物健診の様式（特定化学物質健康診断結果報告書）により報告が必要です。★	●	●	●
		特化則第41条の2 （有機則第30条の 3準用）	継続 特別有機溶剤と有機溶剤の混合物（合計して5%超の場合）の有機溶剤健診の様式（有機溶剤等健康診断結果報告書）により報告が必要です。	●	●	●
掲示	有機則第24条 第1項	特化則第38条の8 （有機則第24条第 1項準用）	継続 従来と同様の措置（人体に与える影響、取扱注意事項の掲示）が必要です。なお、掲示内容が一部変更となります。★	●	●	●
区分表示	有機則第25条 第1項、2項	特化則第38条の8 （有機則第25条第 1項、2項準用）	継続 従来と同様の措置（有機溶剤の区分表示）が必要です。★	●	●	●
溶剤の貯 蔵	有機則第35条	特化則第25条第1 項	新規 特化則に基づく堅固な容器・確実な包装が必要です。★	●	●	●
		特化則第25条第5 項	新規 特化則に基づく貯蔵場所へ立入禁止、蒸気の排出設備の措置が必要です。★	●	●	●
空容器の 処理	有機則第36条	特化則第25条第4 項	新規 特化則に基づく発散防止措置、一定の保管場所へ集積の措置が必要です。★	●	●	●

- ★印の措置は今回の改正で、従来有機則の対象となっていなかった「クロロホルムほか9物質の単一成分で1%超、かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下のもの」も対象に追加されます。（経過措置あり）
- 各措置内容の詳細は次ページ以降の説明をご確認ください。

規制対象の範囲

- ◆対象となる業務は、「クロロホルムほか9物質」「クロロホルムほか9物質の含有物」を用いて**屋内作業場等**において行う**有機溶剤業務**（以下「クロロホルム等有機溶剤業務」）
（有機溶剤業務及び屋内作業場等の範囲は有機溶剤中毒予防規則と同じ）
※ [容器・包装への表示] については有機溶剤業務用に限らず、すべての物が対象
- ◆クロロホルム等有機溶剤業務、エチルベンゼン塗装業務および1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務をあわせて「特別有機溶剤※業務」といいます。
※クロロホルムほか9物質、エチルベンゼン、1,2-ジクロロプロパンをあわせて「特別有機溶剤」という。
- ◆対象となるクロロホルムほか9物質の含有物は以下の図のA、Bの部分



クロロホルムほか9物質規制の概要 (A,Bの区分は上図も参照)

	クロロホルムほか9物質の含有量	規制の概要
A	クロロホルムほか9物質の含有量が重量の1%を超えるもの（特別有機溶剤と有機溶剤の合計含有量が重量の5%以下のものは A1 、5%を超えるものは A2 ）	発がん性に着目し、他の特定化学物質と同様の規制を適用。ただし、発散抑制措置、呼吸用保護具等については有機溶剤の規定を準用
B	クロロホルムほか9物質の含有量が重量の1%以内で、かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計含有量が重量の5%を超えるもの（有機溶剤のみで5%を超えるものは除く）	有機溶剤と同様の規制 ただし、1,2-ジクロロプロパンまたはエチルベンゼン（特化則適用業務に限る。）の含有量が重量の1%を超えるものについては、クロロホルムほか9物質の含有量が重量の1%を超えるもの A と同等に取り扱われます。

別表第1第37号の対象となるケース (特別有機溶剤と有機溶剤の合計含有量が5%を超えるもの)

クロロホルムほか9物質 (各成分として1%以内)	特別有機溶剤		有機溶剤 (44種類) (5%以内)	別表第1第37号（特別有機溶剤等と有機溶剤の合計含有量が5%を超えるもの）
	1,2-ジクロロプロパン (1%以内)	エチルベンゼン (1%以内)		
●	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
● (複数成分必要)	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
●	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
●	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
● (複数成分必要)	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
● (複数成分必要)	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
●	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
	●	●	●	対象外 (5%を超えない)
	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
● (複数成分必要)	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
	●	●	●	左の●の成分の合計が5%を超える場合対象
		●	●	対象外 (5%を超えない)
		●	●	対象外 (5%を超えない)
		●	●	対象外 (5%を超えない)